

容量市場 長期脱炭素電源オークションに係る  
供給力提供開始時期の変更について  
(実需給：2027年度に影響を及ぼす変更)

2025年11月19日  
電力広域的運営推進機関

- **供給力提供開始時期の遵守におけるペナルティの算定方法**は、**長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款第15条第1項1号**に基づきます。
  - **実需給：2027年度に影響を及ぼす変更**については、「**追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日**」の翌日以降に算定方法が**変更**となります。
- 本資料では、**実需給：2027年度に影響を及ぼす供給力提供開始時期の変更方法等**を説明するとともに、**実需給：2027年度に影響を及ぼす変更における上記「確認期限日」を公表**します。

## 容量市場 長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款 第15条1項1号

(1) 当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合<sup>※1</sup>

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格<sup>※2</sup> × 契約容量<sup>※3</sup> × 5%

※1：対象実需給年度のメインオークションの開催年度の4月1日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合。ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除く。

※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kWh）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く。

(2) 当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合<sup>※1</sup>

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格<sup>※2</sup> × 契約容量<sup>※3</sup> × 10%

※1：対象実需給年度の追加オークションの開催有無によらず、実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合。ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除く。

※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kWh）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く。

# 供給力提供開始時期の変更で必要な手続き (実需給：2027年度に影響を及ぼす変更)

- 供給力提供開始時期の変更で必要な手続きとして、まずは「**[1]容量市場システム上での供給力提供開始時期の変更**」「**[2]電源等情報登録様式（D1）の再提出**」を実施します。その後、「**[3]供給力提供開始時期変更の判断及びアセスメント結果通知**」「**[4]契約書締結等**」の手続きへと進みます。
- 以下に、手続きのスケジュールを示します。
  - **[1]容量市場システム上での供給力提供開始時期の変更申込**
  - **[2]電源等情報登録様式（D1）の再提出**
    - **2026年3月6日(金)18時まで**に、**容量市場システムにて供給力提供開始時期の変更申込及びD1の再提出**を実施してください。

この期日が  
「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日」となります。

- **それぞれの期日までに[1]・[2]の手続きが完了した電源等**について、その後、**供給力提供開始時期の変更が認められた場合**※に、**実需給:2027年度は約款第15条第1項1号(1)の算定方法が適用**されます。

※供給力提供開始時期の変更申込後は、広域機関にて判断いたします（[3]の手続き）。

	11月	～	3月	4月～
[1]容量市場システム上での供給力提供開始時期の変更	11/19 本資料公表日		★ 3/6 システム上の供給力提供開始時期の変更申込及びD1の再提出	
[2]電源等情報登録様式（D1）の再提出				
[3]広域機関による供給力提供開始時期変更の判断及びアセスメント結果通知		[1][2]を実施した電源等のみ実施		
[4]契約変更/解約・ペナルティ支払い等の手続き			[3]が確定した電源のみ実施	

# [1]容量市場システム上での供給力提供開始時期の変更申込

## [2]電源等情報登録様式（D1）の再提出

- 「[1]容量市場システム上での供給力提供開始時期の変更申込」と[2]電源等情報登録様式（D1）の再提出は、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて行います。
- 現状、電源等情報に登録されている最新のD1をダウンロードし、供給力提供開始時期の変更に伴う項目を変更してください。
 

上記期日を過ぎた場合、経済的ペナルティの算定方法として約款第15条第1項1号(1)は適用されません。
- **実需給:2027年度に影響を及ぼす変更**については**2026年3月6日(金)18時**までに完了してください。

### 電源等情報変更申込画面の変更項目

- 運開年月（供給力提供開始時期と読み替え）
  - 変更後の供給力提供開始時期を記入。
- 提出書類一覧
  - D1の再提出
    - ※既にアップロードいただいている元のD1等の証憑を削除しないでください。
- 変更理由
  - 「供給力提供開始時期の変更」と記入。

### D1の変更項目

- 供給力提供開始時期
  - 変更後の供給力提供開始時期を記入。
- 制度適用開始年度
  - 変更後の制度適用開始年度を記入。
  - 再提出する際のD1命名規則にご注意ください。
    - 例)現在のD1： 応札年度\_事業者コード\_発電所名称\_D1\_r1\_事
    - 再提出するD1： 応札年度\_事業者コード\_発電所名称\_D1\_r2\_事
- 容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて[2]電源等情報登録様式（D1）を再提出をしてください

- [3]供給力提供開始時期変更の判断及びアセスメント結果通知、  
[4]契約変更/解約・ペナルティ支払い等の手続（ [3]が確定した電源のみ）

- [1]で登録いただいた**電源等情報**と[2]で提出いただいた「**電源等情報登録様式（D1）**」の内容をもとに、**供給力提供開始時期の遵守のアセスメント**を**広域機関にて実施**いたします。

<参考>

- 容量市場 長期脱炭素電源オークション 容量確保契約款

[https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/yakkan\\_long.html](https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/yakkan_long.html)

- 供給力提供開始時期の変更が認められた場合は、経済的ペナルティの有無を確定し、変更契約書または解約合意書を締結します。
- 経済的ペナルティが科せられる場合、変更契約書または解約合意書を締結した月の翌月末までに、広域機関指定の口座まで振り込んでいただきます。